

## 介護保険システム標準化に係るコンサルティング業務委託受託候補者特定に係る実施要領

### (趣旨)

第1条 「介護保険システム標準化に係るコンサルティング業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「選定委員会要綱」という。）、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

### (実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準および業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の業務概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの参加に係る手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

### (提案資格)

第3条 提案資格者の条件は、次のとおりとする。

- (1) 次のア及びイに該当すること。
  - ア 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において、種目「316：コンピュータ業務」の細目「F：システム調査・企画」が2位以上又は種目「320：各種調査企画」の細目「B：コンサルティング（建設コンサル等を除く）」が2位以上で登録されている者。
  - イ プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (2) 政令指定都市の基幹システム・基盤システムの構築又は再構築に関する調査・検討の受託実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始がされている者でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生

法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。

（提案書の内容）

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) 参考見積書
- (5) その他当該業務に必要な事項

（評価）

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施体制
  - (2) 業務実績
  - (3) 業務実施手法の精度・具体性
  - (4) 企業としての取り組み
  - (5) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
  - 3 提案書の内容及びヒアリング結果をもとに、当該業務に最も適した者を特定する。
  - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。
  - 5 評価点が最も高い者を特定する。評価点が同点の場合は、第1項1号の評価点が高い者を特定する。第1項1号が同点の場合、「要員配置の妥当性（要員確保）」の点数が高い事業者を特定する。

（プロポーザル評価委員会）

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
  - (3) 評価の集計及び報告
  - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。  
委員長 健康福祉局生活福祉部長  
副委員長 健康福祉局高齢健康福祉部長

委員            デジタル統括本部住民情報基盤課長  
                  健康福祉局保険年金課長  
                  健康福祉局医療援助課長  
                  健康福祉局高齢在宅支援課長  
                  健康福祉局介護保険課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を、健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(提案資格確認の通知)

第7条 実施要綱第11条により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案資格が認められなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 実施要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、令和5年12月20日から施行する。